

第9章 自然環境の保全

昭和47年に「自然環境保全法」が制定され、これを基として、自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備が進められました。人間生活と調和のとれた自然の保護・創出を図るため、(1)自然環境の保全、(2)野生生物の保全、(3)自然公園の保護管理及び施設整備に関する事業等を行っています。

第1節 自然環境の保全

本県は亜熱帯海洋性気候のもと数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性にあります。

また、琉球列島の島々がかなり古い時代に隔離したこと、位置的に南方系生物が分布するほぼ北限にあたることから、数多くの固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が生息・生育し、島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とされています。県民の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の多様な自然は人間活動の影響を受け易く、特に近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受けて、衰退・単調化の途をたどっています。

県では、無秩序な自然破壊を防止するため、健康で快適な生活環境は地域の特性に応じた多様な自然環境を基盤として創出、維持されるものであるとの認識のもとに、昭和48年に「沖縄県自然環境保全条例」を制定し、昭和50年に「沖縄県自然環境保全基本方針」を定め、自然環境保全の方向づけと制度の整備を行いました。

1 自然環境保全地域の指定

(1) 県指定の自然環境保全地域

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第17条の規定に基づき、「自然環境保全地域」等として指定するもので、現在11地域約951haを指定しています。

(2) 国指定の自然環境保全地域

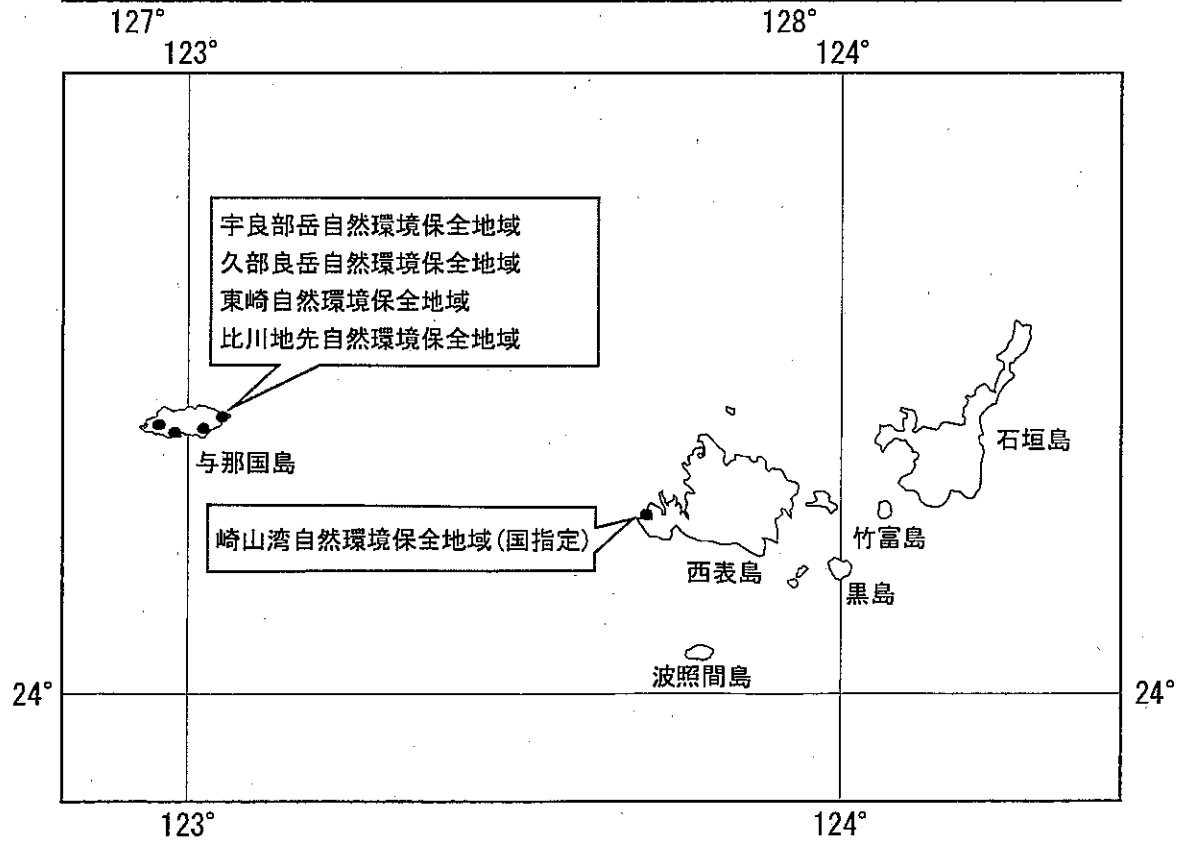
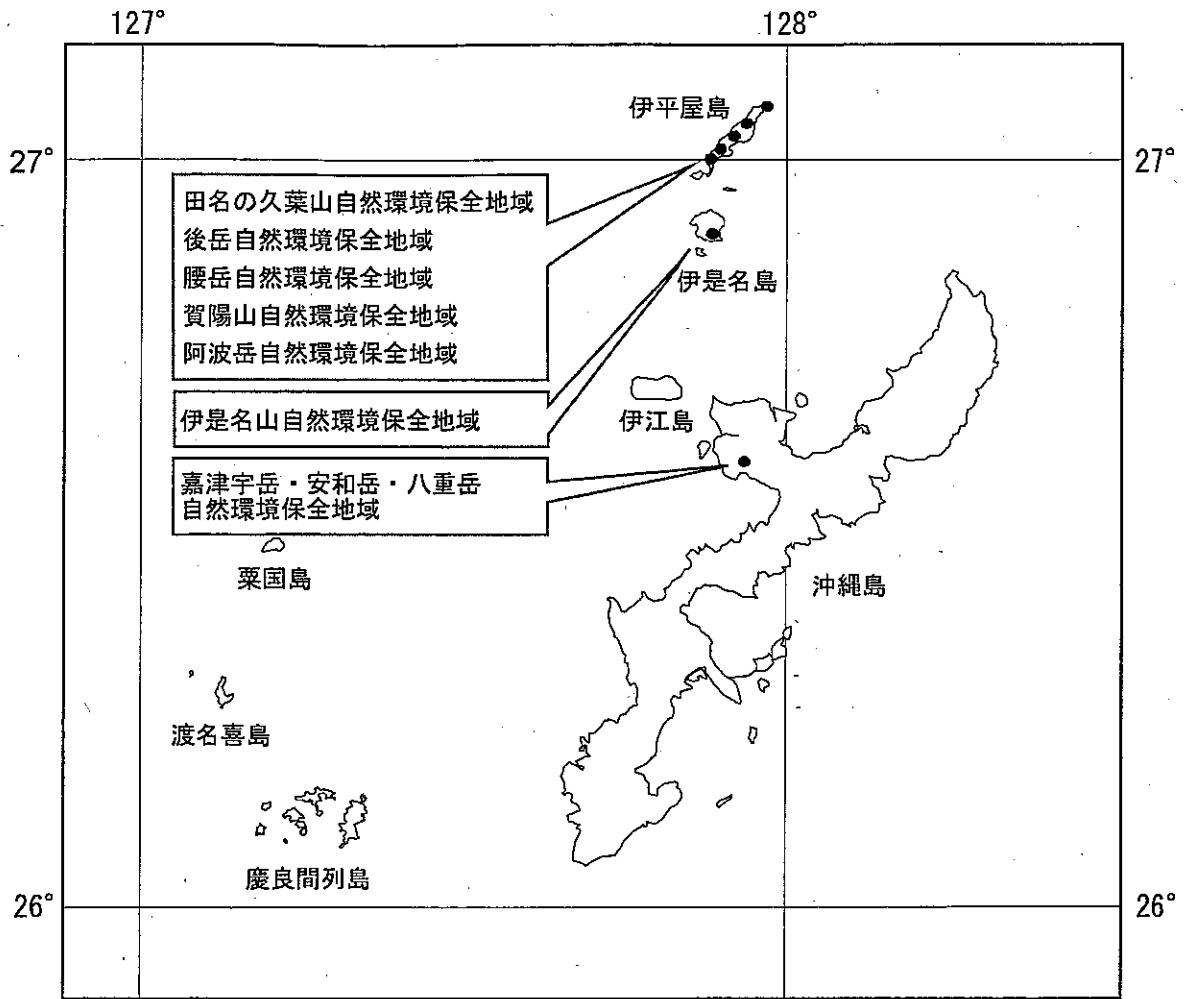
自然環境保全法第22条に基づき、環境省が指定する「自然環境保全地域」として、竹富町西表島の崎山湾、約128haが指定されています。(昭和58年6月28日)

この海域は、アザミサンゴの巨大な群体をはじめ海域生物相が豊かで自然度が高く、我が国では唯一の「海中特別地区」となっています。

2 自然環境保全調査の実施

国は、昭和48年度から「自然環境保全法第4条」に基づき自然環境保全基礎調査を実施しています。一般に「緑の国勢調査」と呼ばれるこの調査は、わが国の自然環境の現況と動向を把握し環境保全の基礎資料に資するため、概ね5年を一区切りとして地形、地質、植生及び野生生物に関する調査等を実施するものです。平成17年度は植生調査、生態系多様性調査(浅海域生態系調査)、モニタリングサイト1000を実施しています。

図9-1-1 自然環境保全地域位置図



3 エコツーリズムの推進

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと多くの貴重な固有生物が生息、生育し、その知名度は国内外でも非常に高く、平成 17 年度の県内入域観光者数は約 557 万人に達しました。

そのような中、観光者自らが参加する「体験型」のプログラムが大いに注目を集めていることから、県ではエコツーリズムの推進に向けた取組を進めています。

しかし、新たな産業として注目が高まると同時に、訓練されていないガイド、活動理念の無い事業者などの問題点が指摘され、自然や文化、伝統資源への配慮の無い自然体験活動、エコツアーが資源の枯渇へつながるとの懸念が出始めました。

そこで、県では、これらの課題に対応するため、環境保全型自然体験活動の推進と同時に、その活動を実践する際の事業者間のルールである、保全利用協定のシステムの構築及びその普及等に取り組んでいます。

(1) 保全利用協定の認定の推進

エコツーリズムが、新規産業として注目が高まると同時に、訓練されていないガイド、活動理念の無い事業者などの問題点が指摘され、自然や文化、伝統資源への配慮の無い自然体験活動、エコツアーが資源の枯渇へつながるとの懸念が出始めたことから、県では事業者間で締結する保全利用協定の認定を推進しています。

平成 16 年 2 月、西表島の仲間川をフィールドに活動している 5 事業者（動力船 2 事業者、カヌー 3 事業者）によって仲間川地区保全利用協定が締結され、同年 6 月に知事の認定を受けました。

(2) 沖縄県エコツーリズムガイドライン 2004 の作成

沖縄におけるエコツーリズム推進にあたって、訪問客・県民・観光事業者といったエコツーリズムにかかわるあらゆる主体が心がけるべきことをまとめたガイドラインを作成しました。

4 自然保護思想の普及啓発

自然環境の保全思想を普及し、これを広く県民に定着させていくためには、地域社会や学校などにおける環境教育を積極的に推進する必要があります。

県は、環境省が提唱する「自然に親しむ運動(7月21日～8月30日)」期間中に自然観察会を実施するなど、県民に対する自然保護思想の普及啓発を図っています。

平成 17 年度は、糸満市大度海岸において海の自然観察会を実施しました。

5 世界自然遺産登録の推進

平成 15 年、環境省・林野庁により設置された「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の 3 地域が世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高いと評価されています。

その中で「琉球諸島」は、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有していること、優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地とな

っていることが評価されています。

県では、平成17年度において、一般県民向けのパンフレットを作成し、本県の世界自然遺産登録への取組等の情報発信と普及啓発を図ると共に、国の調査へ協力し、鹿児島県とも連携しながら「琉球諸島」の世界自然遺産登録の推進に向けて取り組んでいます。

6 マングローブの保全

近年、熱帯林の減少は地球の温暖化の問題とも関連して地球規模の環境問題として取り上げられ、その保全・再生造成が急務の課題となっています。マングローブ林は熱帯林の一部であり、その面積に占める割合は小さいとはいえ、陸と海の生態系の保全機能を持っており、重要な役割を果たしています。

本県は、わが国で唯一広大なマングローブ生態系を有する地域であることから、県内のマングローブ林の保全及びその啓発を目的として、平成元年8月に（社）沖縄国際マングローブ協会（OKINAM）が設立されました。平成2年8月には世界規模でのマングローブに関する組織である国際マングローブ生態系協会（ISME）を本県に誘致し、平成4年10月に県知事認可の財団法人として設立され、平成15年8月にNPO法人に移行しています。

県では、両団体への支援を通してマングローブ生態系の保全に努めるとともに、本県の国際・学術交流の拠点形成を推進しています。

7 温泉の許可

温泉法に基づいて、温泉をゆう出させる目的で土地を掘さく、増掘する場合及び温泉の利用に係る許可を行っています。

第 2 節 野生生物の保護

1 鳥獣保護区等の設定

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区があり、これまでに指定した箇所は国指定鳥獣保護区が 7 カ所、県指定鳥獣保護区が 18 カ所の計 25 カ所となっています。

表 9 - 2 - 1 鳥獣保護区の指定状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	鳥獣保護区					特別保護地区				
	面積(ヘクタール)				箇所数	面積(ヘクタール)				箇所数
	国有地	民有地	水面	計		国有地	民有地	水面	計	
国指定鳥獣保護区	3,909	5,891	3,172	12,972	7カ所	2,327	328	1,119	3,774	6カ所
県指定鳥獣保護区	310	8,040	1,937	10,287	18カ所	308	383	12	703	9カ所

(2) 休猟区

狩猟鳥獣の増加を図るため県知事が 3 年以内の期間を定め、可猟地域の 1/3 程度を 1 カ所当り 1,500ha 以上の規模をもって指定するもので、現在は 7 カ所、35,461ha を指定しています。

表 9 - 2 - 2 休猟区の指定状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

名 称	南部東	石垣南	本部北	大宜味	伊是名	渡嘉敷	恩納	合 計
面積(ha)	6,450	4,480	6,200	4,680	1,541	1,910	10,200	35,461
期 限	H18.11.14	H18.11.14	H19.11.14	H19.11.14	H20.11.14	H20.11.14	H20.11.14	

(3) 銃猟禁止区域

銃猟による危険等を未然に防止するため、又は静穏の保持のため必要と認めた場合に、県知事が期間を定めて指定するもので、現在は大野山林を指定しています。

表 9 - 2 - 3 銃猟禁止区域の指定状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

名 称	面積(ha)	期 限
大野山林	1,115	H27.11.14

2 鳥獣生息等調査の実施

(1) 特殊鳥類等生息環境調査

本県には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲなどの国内希少野生動植物種をはじめとする貴重な野生生物が生息・生育していますが、諸々の開発や移入種の侵入等により生息環境が悪化しており、なかには絶滅の危機に瀕している種もあります。

これら貴重な野生鳥獣等の保護対策のための基礎資料を得るため、昭和62年度から特殊鳥類等生息環境調査(生息分布、営巣木分布、生息密度及び植生調査)を実施しており、平成17年度はヤンバルクイナのロードキル多発地点周辺環境状況等調査を実施しました。

(2) ガンカモ科鳥類の生息調査

ガンカモ科鳥類(ハクチョウ、ガン、カモ)の冬季の生息状況を把握するため、毎年1月中旬に全国一斉調査として実施しています。

平成17年度の県内の調査結果は次のとおりでした。

- ・調査年月日 平成18年1月10日～20日
- ・観察総数 カモ類15種 2,563羽 ガン類1種 7羽 ハクチョウ類0種 0羽
- ・踏査力所数 100ヶ所
- ・調査員数 延25名

3 鳥獣保護対策の推進

(1) 傷病野生鳥獣救護事業

野生鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、野生鳥獣の保護を目的に、県獣医師会の協力により県内17名の野生動物救護獣医師(野生動物ドクター)と県内5か所の救護施設(名護自然動植物公園株式会社、日本野鳥の会やんばる支部、宮古野鳥の会、日本野鳥の会八重山支部、沖縄県動物愛護センター)で傷病野生鳥獣救護事業を実施しています。平成17年度は533頭の傷病野生鳥獣を受け入れました。

(2) 鳥獣保護員の配置

県では、鳥獣保護事業の実施に関する補助業務(鳥獣保護区の巡回や管理等)を行うため、各市町村長や野鳥の会等の推薦を受けて鳥獣保護員として委嘱し、現在39名を配置しています。

(3) 鳥獣の捕獲及び飼養等の規制

国内で生息する野生鳥獣の捕獲は原則として禁止されています。鳥獣を捕獲するときは許可を受けて捕獲し、飼養するときは知事の発行する飼養登録証の交付を受ける必要があります。愛がん飼養を目的とする鳥の捕獲許可は、メジロ又はホオジロに限り、数は種の如何にかかわらず一世帯一羽とされています。平成17年度はメジロが25羽、ウグイスが1羽登録されています。

(4) 鳥獣保護思想の普及啓発

県では、自然環境の豊かさの象徴である野鳥について県民の関心を高めるため、愛鳥週間(毎年5月10日から16日)において、パネル展等各種行事を催し、野鳥保護思想の普及啓発に努め

ています。

また、ワシタカ科に属するサシバは、毎年寒露の頃(10月8日)になると大群を形成し一斉に南下し、越冬地である東南アジア方面への渡りの途中、休息のため宮古諸島、特に伊良部島・下地島を中心に飛来することから、秋の訪れを告げる風物詩として私たちの生活・文化と深く関わってきました。そのため、県では、飛来数調査を実施し、サシバ等渡り鳥の保護思想の普及啓発に努めています。

表9-2-4 平成17年度愛鳥週間の行事

月 日	行 事
5月10日～16日	野鳥パネル展(県民ホール) 鳥獣保護区等パトロール(26か所)
5月14日	野鳥観察会(金武町億首川)
5月14日	第59回愛鳥週間「全国野鳥保護の集い」(宮崎県高千穂町 総合公園)

表9-2-5 平成17年度サシバ保護月間の行事等

月 日	行 事
10月8日～21日	飛来数調査(宮古島市松原地区)
10月8日～21日	飛来数調査(宮古島市伊良部総合支所屋上)

4 国内希少野生動植物種の保護

県内に生息する貴重な野生生物の現状を把握するとともに、保護対策を講じる基礎資料として、「改訂・レッドデータおきなわ」動物編及び菌類編・植物編を平成17年度に発行しました。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等が国内希少野生動植物種として指定されております。

また、国内希少野生動物種を保護するための制度として、生息地等保護区の指定があり、本県では久米島の「宇江城岳キクサトサワヘビ生息地保護区」・石垣市の「米原イシガキニイニイ生息地保護区」が指定されています。

5 移入種対策(マングース対策)

やんばるの豊かな生態系を保全し、希少な野生生物を保護するために、平成12年度から北部3村(国頭村、東村、大宜味村)において外来生物(マングース)の駆除を実施しており、平成17年度までに6,593頭を捕獲しています。

また、平成16年度にはマングースの生息密度の高い中南部地域からマングースの侵入を防止するため、柵(フェンス)の設置について検討を行い、平成17年度から平成18年度の2年間で、大宜味村塩屋湾から東村福地ダムに至るラインに北上防止柵を設置することとしております。

表 9 - 2 - 6 捕獲頭数 (マングース)

年 度	12	13	14	15	16	17	合 計
捕獲頭数	303	333	2,107	2,025	1,184	641	6,593

6 狩猟の適正化

狩猟を行うには、狩猟免許を所持するなど、一定の資格が必要です。この制度の目的は、狩猟を適正化することによって、鳥獣の保護と人身等の危険等を防止することであり、狩猟のできる鳥獣の種類、期間、場所及び狩猟方法等いろいろな規制があります。

(1) 狩猟免許等

狩猟者の資質向上を図る必要から、毎年狩猟免許試験と講習会を実施しています。狩猟に関する適性、技能及び知識を有することが、狩猟免許の要件です。

(2) 狩猟免許と狩猟者登録

狩猟免許の種別は、網・わな猟、第 1 種銃猟、第 2 種銃猟の 3 種類があり、県が実施する狩猟免許試験に合格した者でなければ、狩猟免許を取得することができません。また、実際に狩猟するためには、狩猟免許取得後、毎年、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けて行うこととなります。

平成 17 年度時点での狩猟免許取得件数は 624 件、狩猟者登録件数は 389 件で、また、当該年度に交付した狩猟免許交付件数は新規が 56 件、更新が 129 件となっています。

(3) 有害鳥獣捕獲

野生鳥獣が農林水産物などに被害を与えた場合や生活環境を悪化させた場合又はそれらのおそれがあり、被害防除対策を実施しても被害が防止できないと認められる場合においては、知事の許可を得て野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっています。

県は、有害鳥獣の駆除を効果的に実施するため、昭和 55 年度から平成 15 年度まで委託による駆除事業を行ってきました。

現在は、市町村又は農業協同組合等が主体となり、有害鳥獣捕獲許可を受けて、猟友会等の協力を得て実施しています。本県における有害鳥獣捕獲の主な対象鳥獣は、イノシシ、カラス、タイワンシロガシラ、ドバトです。平成 17 年度の捕獲実績は獣類 106 頭、鳥類 4,075 羽となっています。

7 海域生態系の保全

(1) ジュゴンの保護

ジュゴンは鳥獣保護法で捕獲禁止の鳥獣となっており、国の天然記念物として文化財保護法で指定されているほか、水産資源保護法による採捕禁止、ワシントン条約において取引規制があり、ジュゴンの保護は重要な課題となっています。

県は、平成 14 年度から環境省の施行委任を受け、ジュゴンのレスキュー実地研修会及びビデオ、リーフレットなどにより、ジュゴン保護について普及啓発を図っています。また、国にお

いては、平成 13 年度からジュゴンの全般的な保護方策の検討に資するため、ジュゴンの広域的な調査を実施しており、調査結果を踏まえ具体的な保護対策についても検討されています。

(2) サンゴ礁の保全

ア 海中公園地区におけるサンゴ礁保全対策

県内の国立、国定公園では、海域 69,304 ヘクタールが公園区域に含まれ、その海域のうち 7 地区 707 ヘクタールが海中公園地区に指定されています。海中公園地区は、西表国立公園内において竹富タキドゥングチ、竹富シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシの 4 箇所、また、沖縄海岸国定公園内においては沖縄海岸、渡嘉敷、座間味の 3 箇所が指定されており、これらの地区では美しいサンゴ等の海中景観が広がっています。

当該海域において、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデが昭和 45 年頃から異常に発生し、サンゴの生息は危機的状況にありました。こうした状況に対処するため、昭和 49 年度から平成 11 年度までの 25 年間環境庁の補助を得て、事業総額 3 億 6326 万 2 千円を投じ、215 万 7815 匹のオニヒトデを駆除しました。

平成 12 年度からは環境省の補助金が廃止となり、従前の規模での駆除事業実施が困難な状況となったことから、国定公園の海中公園地区における海中景観の保護を目的とした沖縄海岸国定公園におけるサンゴ礁モニタリング調査を実施しました。

また、平成 15 年度からは沖縄海岸海中公園地区の良好な海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討するため「沖縄海岸海中公園地区景観保全調査」を実施しています。

イ 総合的なサンゴ礁保全対策

平成 13 年末から沖縄島周辺及び慶良間諸島周辺海域において、オニヒトデが大量に発生し、サンゴ礁が危機的な状況になっていることから、沖縄特別振興対策調整費を活用し、オニヒトデの発生状況やサンゴの生息状況などの状況把握を行うとともに、国、県及び市町村関係行政機関、学識経験者、漁業者及びダイビング業者等の関係団体で構成する「オニヒトデ対策会議」を設置し、総合的なサンゴ保全対策に取り組んでいます。

平成 14 年度は、座間味村、渡嘉敷村、南部（前島、チービシ、読谷）、恩納村、国頭村（国頭、東村）の 5 地区においてオニヒトデ駆除を実施し、約 7 万匹を駆除しました。平成 15 年度は、同 5 地区で約 4 万匹の駆除を行うとともに、慶良間諸島海域において、優先的に保全を図る「最重要保全区域」を 5 か所定めて集中的な保全対策を実施しました。平成 16 年度から平成 17 年度は、慶良間、宮古、八重山の 3 地区において、約 3 万 1 千匹を駆除しました。オニヒトデの大量発生は広域化してきていることから、引き続き保全対策を実施していく必要があります。

表 9 - 2 - 7 平成 17 年度オニヒトデの駆除実績

年度	地区名	駆除箇所	駆除数	事業費	左の財源内訳		
					国庫支出金	県	市町村
17	慶良間	座間味	544	20,611	16,489	4,122	0
		渡嘉敷	5,998				
	宮古	宮古群島	7,847				
	八重山	八重山群島	1,645				

第3節 自然公園

1 本県の自然公園の概要

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。国立公園とは、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定するものであり、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定するものです。

また、都道府県立自然公園は、都道府県の優れた自然の風景地で、知事が指定するものです。現在、本県では、西表国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園の6つの自然公園が指定を受けています。

図9-3-1 自然公園区域

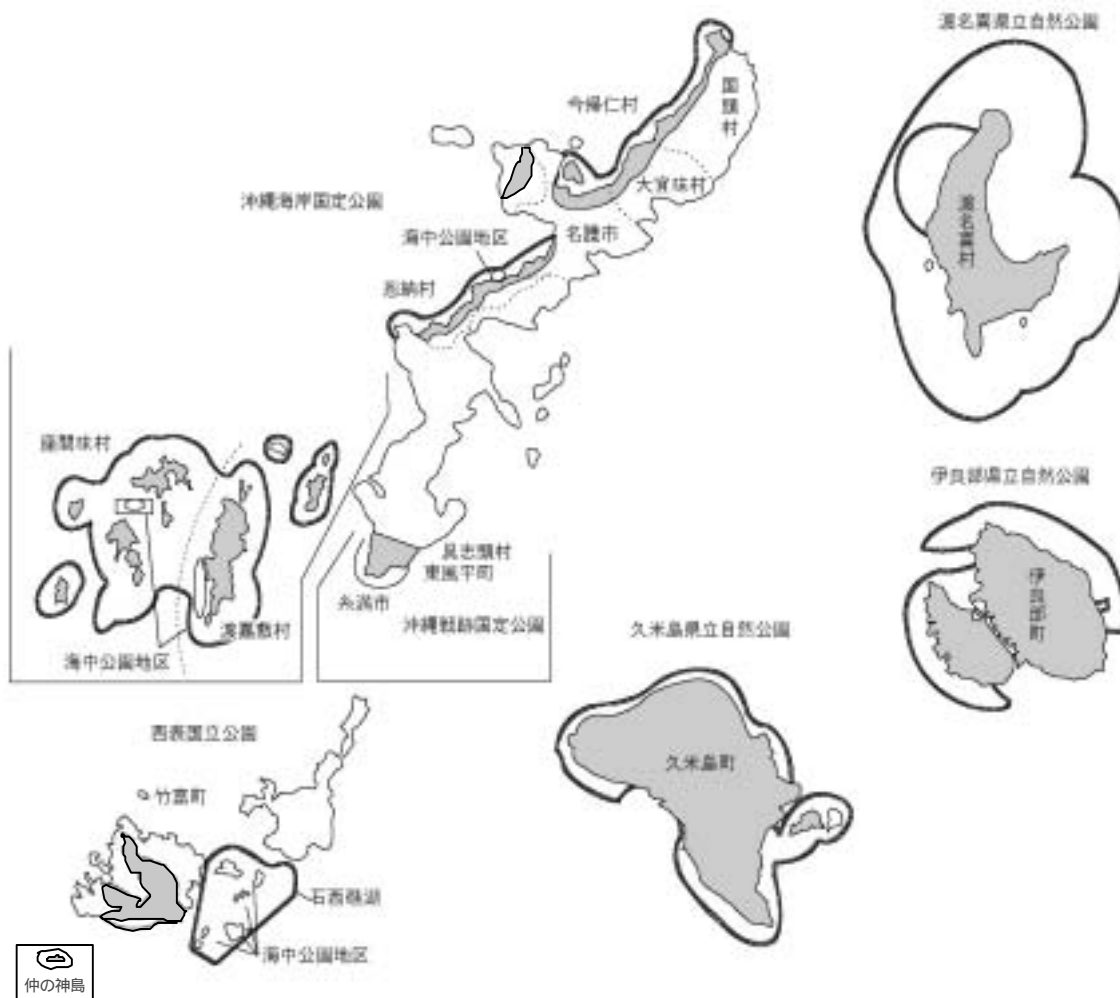


表9 - 3 - 1 本県の自然公園面積

(単位:ヘクタール)

自然公園名	陸地面積						海域面積			合計
	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	海中公園 地区	普通地域	計	
西表 国立公園	1,786		9,092		2,669	13,547	214	31,099	31,313	44,860
沖縄海岸 国立公園	718	353	3,168	3,093	2,954	10,286	489	25,684	26,173	36,459
沖縄戦跡 国立公園	29	84	144	293	2,577	3,127		1,932	1,932	5,059
久米島 立自然公		422	1,257	1,906	2,356	5,941		5,636	5,636	11,577
伊良部 立自然公		81	90	391	2,853	3,415		2,324	2,324	5,739
渡名喜 立自然公		77	6	168	91	342		1,260	1,260	1,602
6公園計	2,533	1,017	13,757	5,851	13,500	36,658	703	67,935	68,638	105,296

2 自然公園の保護管理

自然公園の適正な管理運営を行うため、各公園に公園計画を定めています。公園計画は、公園の保護のための規制及び利用のための規制に関する計画（規制計画）と利用のための施設及び保護のための施設に関する計画（施設計画）に区分され、それぞれの公園の特性に応じて決定されています。

(1) 規制計画

ア 保護のための規制に関する計画

自然公園はいわゆる地域制公園であり、土地所有者の如何に関係なく一定の地域を画して指定しています。保護のための規制に強弱の差をつけ、私有財産の保護や各種開発行為との調整を図ることを目的としています。そのため区域を普通地域と特別地域に区分し、特別地域を更に特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域に細分化して規制基準を明確にしています。

また、自然公園に含まれる海域は普通地域に位置づけられますが、海中景観が特にすぐれ学術的にも貴重な海域については海中公園地区に指定し、その保護を図るため各種の開発行為等を規制しています。海中公園地区は、海域における特別保護地区というべきものです。

イ 利用するための規制に関する計画

利用のための規制計画とは、対象地区の利用現状と当該地区の適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法等につき特別に調整し、制限または、禁止する必要のある事項について定めるものです。

(2) 施設計画

ア 利用のための施設に関する計画

利用のための施設計画とは、自然公園の積極的な利用の増進を図る目的から適正な施設の

配置と整備方針を定めたものです。また、公園利用の中心的施設として一定の広がりを持つ区域を設定し、これらの利用施設を総合的に整備する集団施設地区の指定があります。

イ 保護のための施設に関する計画

保護のための施設計画とは、景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設配置と整備方針を定めるものです。具体的には植生復元施設、動物繁殖施設、砂防、防火施設、自然再生施設が位置づけられています。

ウ 施設の整備経過

自然公園等の施設整備として昭和 48 年度より自然公園利用施設と野生生物保護管理施設の整備を進めています。

自然公園利用施設は自然公園を広く国民の利用に供し、国民の保健・休養及び教化に資するために公園計画に基づき、ビジターセンター、園地、休憩所、公衆トイレ、探勝歩道、車道、駐車場、標識等を整備するものです。

野生生物保護管理施設は希少生物や固有の生態系の調査研究、保護増殖、普及啓発等の事業を総合的に推進するための拠点として野生生物保護センターを整備するものです。

(3) 許認可業務

自然公園内の特別地域における開発行為については、開発予定地の市町村長の意見の副申を受けて現地調査を行い、開発との調整を図っています。また、普通地域での大規模な行為は、特別地域同様当該市町村を經由して事前に届出ることになっています。なお、通常の管理行為や普通地域における小規模な行為は、自然公園法の規制を受けません。

(4) 美化清掃活動

自然公園利用者の快適な利用を促進するため、毎年8月の第一日曜日に自然公園における全国一斉美化運動が設定され、本県でも関係市町村が中心となって特に海浜の清掃を実施しています。

(5) 自然公園監視員の設置

自然公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、沖縄県自然公園監視員設置要綱を定め、同要綱に基づき自然公園監視員を委嘱しています。監視員は、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防について監視指導を行い、あわせて適正な情報を収集するとともに利用秩序の維持に寄与しています。

現在は5カ所の自然公園に合計36名の監視員を配置しています。